

地域福祉計画の策定に向けて

地域福祉計画

【根拠法】

社会福祉法第107条

【計画策定の検討ポイント】

- 包括的な相談支援体制の構築
- 地域福祉の「担い手」の養成
- 居場所づくり

【現状・到達点】

- 日常生活圏域コーディネーターによる地域支援・制度の狭間にある課題に対する個別支援
- 地域福祉型研修センター事業の実施
- 生活困窮者自立相談支援機関による支援の実施
- さかい子ども食堂ネットワークの実施 など

成年後見制度利用促進計画

【根拠法】

成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項

【計画策定の検討ポイント】

- 「チーム」による支援
- 専門職団体・関係機関との連携強化
- 「中核機関」の整備

【現状・到達点】

- 権利擁護サポートセンターの設置（専門相談の実施・市民後見人の養成）
- 基幹型地域包括支援センター・圏域ごとの地域包括支援センターなどでの成年後見制度利用相談の実施
- 成年後見制度利用支援給付金制度の実施 など

再犯防止推進計画

【根拠法】

再犯の防止等の推進に関する法律第4条

【計画策定の検討ポイント】

- 就労・住居の確保支援
- 関係機関との連携強化
- 保健医療・福祉サービスの利用促進

【現状・到達点】

- 社会を明るくする運動の保護司会連絡協議会との協働実施
- 保護司会及び更生保護女性会の活動に対する支援
- 大阪刑務所における矯正プログラムへの参加（受刑者への各行政サービスに関する説明 など

一 体 的 に 策 定

堺市の地域福祉計画について

1 これまでの経過

(1) 堺市地域福祉計画

【第1次】
平成17年度
～平成20年度

【第2次】
(合同策定)

【第3次】
(合同策定)

【第4次】
(合同策定)

(2) 堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画

【第1次】
平成5年度
～平成9年度

【第2次】
平成10年度
～平成14年度

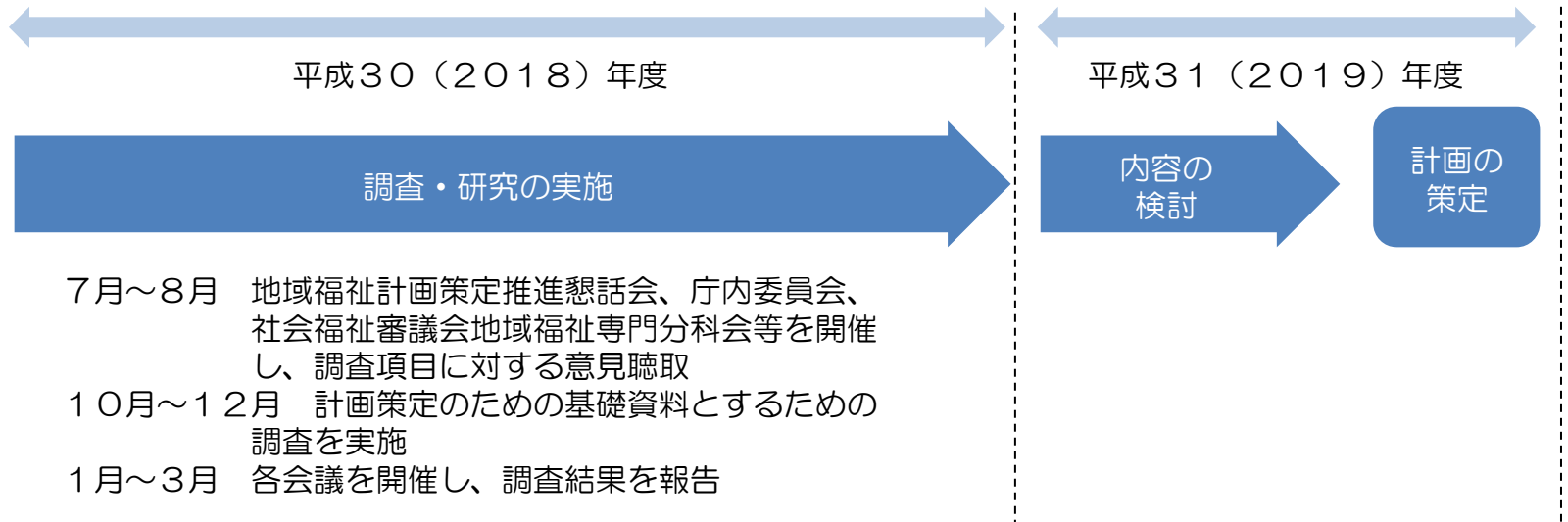
【第3次】
平成15年度
～平成20年度

【第4次】
平成21年度
～平成25年度

【第5次】
平成26年度
～平成31年度

【第6次】
平成32年度
～平成37年度
(予定)

2 今後のスケジュール (案)



堺市の地域福祉計画について

3 調査の概要(→詳しくは資料3-2及び資料5参照)

○目的

第4次堺市地域福祉計画の策定に必要な現状や課題を把握し、計画策定のための基礎資料にすることを目的とする。

○調査手法(予定)

(1)堺市民及び市が指定する対象機関への調査(調査票の発送件数の総数の上限を2,000件とする。)

ア 調査方法

郵送による配布、回収

イ 調査票の送付先

調査票の発送は①堺市民 ②地域団体 ③専門相談機関を想定。

(2)先進事例等の調査

○実施時期(予定)

平成30年10月～12月頃

○主な調査内容(案)

(1)対象:堺市民

① 地域活動の参加に関すること、② 成年後見制度の認知度について、③ 犯罪をした人の立ち直りへの支援に対する意識 など

(2)対象:地域団体(校区福祉委員会、校区民生委員児童委員会ほか)

① 地域生活課題の把握について、② 自らの活動に関する課題と解決方法について、③ 他の専門機関、団体との連携について、④ 成年後見制度の認知度、⑤ 犯罪をした人の立ち直りへの支援に対する意識 など

(3)対象:専門相談機関(地域包括支援センター、社会福祉法人ほか)

【地域福祉関係】①「地域共生社会」についての意識、現在の取組、人材育成、課題について、② 包括的な相談支援体制の構築について など

【成年後見制度関係】①成年後見制度利用に関する現在の相談、支援における課題について、② 成年後見制度利用促進に関し、必要な仕組みや支援について(中核機関、協議会、チーム支援) など

【再犯防止推進関係】①他の関係機関、団体等との連携、ネットワークの状況について、② 犯罪をした人への相談支援に関する課題について など

現状（到達点）と課題について

1 地域福祉計画関係

○日常生活圏域コーディネーターの配置

（1）生活支援コーディネーター（機能）

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、生活支援サービスを担う様々な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的として設置している。

平成27年度 社協中区事務所にモデル配置
平成29年度 中区・南区の圏域ごとに配置
平成30年度 東区・堺区に配置を拡充

	H27年度	H28年度	H29年度
プロジェクト 件数	—	—	87件

（2）地域福祉ねっとワーカー（機能）

急速な少子高齢化の進展や家族機能の低下など支援を必要とする方の地域生活を支える必要性が増大し、公的なサービスだけでは対応できない制度の狭間の問題や複合的な課題に対応するため、地域福祉を進めるキーパーソンとして社協各区事務所に配置している（平成22年度～）。

	H27年度	H28年度	H29年度
相談件数	979件	1015件	1277件
地域支援回数	1371回	1373回	2548回

○検討課題

・ひとつの相談機関や地域住民、地域団体だけでは、複合的な課題への対応は難しいため、さまざまな支援をコーディネートする仕組みづくりが必要ではないか。

・「超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」（案）との連動により、地域福祉の担い手確保や育成に関する取組みが大切なのではないか。また、地域住民だけに課題対応を任せきりにするのではなく、行政職員としても専門性の向上に取り組むことが必要ではないか。

○生活困窮者自立支援制度

平成27年4月1日に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援を強化するための制度である。社会的孤立や経済的困窮を要因とした生活困窮者を対象に、困窮状態からの脱却を図るための総合的な支援を行っている。実施にあたっては、自立相談支援事業を社協に業務委託し、「すてっぷ・堺」を開設している。

平成26年度 モデル実施
平成27年度 本格実施

	H27年度	H28年度	H29年度
新規相談件数	1202件	1097件	1962件
支援のべ回数	9306回	8923回	8908回

○地域福祉型研修センター事業の実施

各相談支援機関においては、①多様化・複雑化する相談への対応や②地域住民や地域支援者との協働による課題解決が課題とされている。

このため、専門職向け研修や地域住民向け研修、協働のための研修など、地域福祉に特化した研修プログラムを研究・構築し、実施している。

平成27年度～平成29年度 研修プログラムの検討
平成30年度 協働研修の実施

現状（到達点）と課題について

2 成年後見制度利用促進計画関係（→詳しくは資料4～6参照）

○権利擁護サポートセンターの設置

超高齢化による認知症高齢者等の増加や障害者の地域移行に伴い、成年後見制度の利用がますます増加すると見込まれる中、認知症高齢者や知的・精神障害者など判断能力が十分でない方々の権利擁護を支援することを目的として平成25年度に設置。

具体的には、地域の相談機関等に対する専門相談支援や成年後見制度の啓発、市民後見人の養成に取り組んでいる。

（1）専門相談支援の実施

	H27年度	H28年度	H29年度
新規相談件数	260件	294件	307件
法的支援調整件数	71件	82件	90件

（2）市民後見人の育成（各年度末時点）

	H27年度	H28年度	H29年度
市民後見人バンク登録者数	56名	57名	64名

（3）市民後見人のサポート

	H27年度	H28年度	H29年度
専門相談件数	18件	24件	53件

○検討課題

- ・専門職団体等とのさらなる連携を進め、地域の相談機関との役割分担を明確にした上での「チーム支援」を行っていくための仕組みづくりが必要ではないか。
- ・成年後見制度の普及・啓発をさらに進めるとともに、市民後見人等の担い手確保に取り組んでいく必要があるのではないか。

○関係機関による相談支援の実施

（1）地域包括支援センター等による支援件数

成年後見制度	H27年度	H28年度	H29年度
基幹型包括支援センター	1410件	1278件	2064件
地域包括支援センター	2391件	2756件	3687件

消費者被害他	H27年度	H28年度	H29年度
基幹型包括支援センター	933件	964件	1423件
地域包括支援センター	1133件	1841件	2185件

（2）市長申立件数

	H27年度	H28年度	H29年度
件数	35件	39件	49件

○成年後見制度利用支援給付金

平成15年から、成年後見制度の費用負担が困難な方を対象として、後見人等に支払う報酬を給付する「堺市成年後見制度利用支援給付金」制度により、市長申立てによる被後見人に支援を行っている。

現状（到達点）と課題について

3 再犯防止推進計画関係（→詳しくは資料5及び7～8参照）

○保護司活動に対する支援

（1）社会を明るくする運動

広く住民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生に理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に法務省が主唱する全国的な運動であり、堺市においては、市長が堺市推進委員会委員長となっている。

	H27年度	H28年度	H29年度
参加者数	369名	395名	400名

（2）更生保護活動に対する支援

更生保護団体（保護司会・更生保護女性会ほか）は、犯罪や非行をした人も、何らかの処分を受けた後に、再び過ちを犯すことなく、社会の一員として更生し、地域社会の中で生活を早期に送れるよう支援するとともに、犯罪・非行の予防を図ることを目的として活動を展開している。

堺市では、更生保護活動の重要性及びその周知の必要性に鑑み、堺市保護司会連絡協議会や堺市更生保護女性会に対し、犯罪のない明るい地域社会づくりに資することを目的に事業補助金を支出している。また、広報さかいへ保護司会活動の紹介記事を掲載するなどの支援を行っている。

（参考）再犯に関する状況

	H27年度	H28年度	H29年度
再犯率	47.1%	48%	48.7%
出所時に帰住地がない者の割合	23.1%	23.7%	20.7%
保護観察終了時に無職の者の割合	21.7%	21.9%	22.1%
保護司充足率	91.3%	91.2%	91.3%
実際に出所者を雇用している協力雇用主	472件	551件	788件

※上表は警察庁・法務省がそれぞれ発表している統計調査資料からの引用による。

（参考）保護司の状況

保護司とは、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えることを目的として、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員である。

各地域における保護司の配置定数は、人口規模や犯罪の状況などにより定められている。

堺市においては、定数が336名であり、委嘱者数は287名となっている。（平成30年6月1日現在）

○検討課題

- ・地域における更生保護活動の中心は保護司であることから、その活動を支えていく取組みが必要ではないか。特に「就労」「住まい」「保健医療」に関する取組みの具体化が必要ではないか。
- ・当該分野における課題を共有した上で、国（法務省）として担うべき役割を果たすよう求めていくことが必要ではないか。